

日本における「子ども虐待」の変遷 (第1報)

岩下美代子, 岩本 愛子

The Transition of Child Abuse and Neglect in Japan (Report 1)

Miyoko Iwashita and Aiko Iwamoto

筆者は、1980年（昭和55年）10月から1981年（昭和56年）3月まで、アメリカNorth Carolina州Charlotteの郊外にある“Thompson Children's Home”で虐待を受けた子どもたちと初めて出会った。わずか6カ月の研修であったが、強烈な体験であった。当時、アメリカの「子ども虐待」は日常茶飯事で社会問題の一つであったが、日本では幸いまだ深刻な社会問題ではなかった。わが国の1980年代は、校内暴力・家庭内暴力・いじめ・不登校などで教育界を困難に陥れていた。帰国して以来私の脳裏から「子ども虐待」は消えることはなかったが、他のことに忙殺されて、この25年間「子ども虐待」を真剣に取り組めないでいた。

ところが、平成に入ってわが国は「子ども虐待」が深刻になり始め、2000年（平成12年）に「児童虐待防止法」がやっと成立した。これに対しアメリカは実に早く、1974年（昭和49年）に「児童虐待防止対策法案」が制定されている。

「子ども虐待」は、家庭という密室で行われる場合が多い。これに取り組むことは昨今の個人情報問題もあり、難しい課題である。虐待の原因は、一つの要因でなく複合的なものが考えられるが、世代間連鎖や子育てのストレスなども見逃せない。

これらを考える時、教育はとても大切だと考える。虐待とは何か・虐待の背景にあるもの（原因）・対応などの知識を得て、教育を受けていれば予防できるという希望を持っている。そこで、短期大学で女子教育に携わっている筆者らは、将来母親になっていく学生たちに、「子ども虐待」の現状理解と防止啓発を図ることを目的に、今後3～5年間の予定で「子ども虐待」と取り組んでいきたいと思っている。

Key words: [子ども虐待] [児童虐待防止法] [歴史的変遷] [文献による研究]

(Received September 18, 2007)

I. はじめに (研究目的)

思春期における青少年の臨床上的種々の問題は、この時期に発達上の問題がそこにあるからではあるが、それだけでなく、誕生から3歳近くまでの非言語的な発達期の重要さと親子関係の相互の響きあいがあることも誰もが認めている。子どもが誕生して初めて接するのは家庭であり、人間関係や教育の基盤を作る場所であると思う。その家庭内で虐待を受けた子どもたちは、心身の成長や発達に大きな影響を受ける。

また、家庭内において弱者である子どもに対して、強い立場にある親ないし保護者が加害者

* 鹿児島純心女子短期大学生活学科生活学専攻生活ウェルネスコース (〒890-8525 鹿児島市唐湊4丁目22番1号)

になる行為は、どのような理由があるにしても許されることではない。

遡ること、1981年（昭和56年）6月13日付け「朝日新聞」の天声人語で以下の内容が掲載された。その一部を紹介する。

「日本では、ここ数年『乳幼児・児童虐待』が社会問題として、大々的に取り上げられています。アメリカは、早くから取り組んでいる。その現状は？アメリカでは、1979年に118万1千件の離婚があった。20年前に比べると3倍にも増えている。70年当時は結婚4組の中1組が離婚した。今は2組に1組が離婚するいきおいだという。日本では去年、14万2千組が離婚し、統計史上最高を記録した。20年前の離婚率は人口1,000人あたり0.74人である。それがじりじり増えて、去年は1.22人になった。アメリカの離婚率5.4人に比べればはるかに少ないが、これからも増え続けて、いずれはアメリカ並にならないとも限らない。2組に1組が離婚するような社会になれば、週刊誌が野球選手やタレントの離婚で大騒ぎすることもなくなり、離婚をスキャンダルだとみる風潮も随分弱まることだろう。同時に離婚後の子どもを誰がどう育てるか、新しい形の孤児が激増する恐れはないか、といったことが社会的な課題になるだろう。（…中略…）保健省の統計によると、年間30万人の児童が実の親・継父・継母によって肉体的・性的虐待を受け、70万人が放任されている。そして、その最大の原因は家庭崩壊にあるという。アメリカ社会は、傷つきながら先進的な実験を続けているようにさえ思える」と。

この記事を目にした時、筆者は帰国後まもない時でもあり、アメリカの施設で出会った子どもたちのことを思い出した。日本は良くも悪くもアメリカの社会現象が、20年くらい遅れて発現すると言われている。当時、「子ども虐待」は民間レベルで憂慮していたが、政府はまだ深刻な社会問題として取り組んでこなかった。既述したように、わが国の1980年（昭和55年）前後の時代は、校内暴力・家庭内暴力・いじめ・不登校などで教育界を揺るがしていた時代であった。

しかし、アメリカでの体験と帰国後すぐに読んだこの記事以来、「子ども虐待」の問題は私の脳裏から離れることはなかった。当時の私は、自閉症児や不登校の家族との触れ合いが中心であった。この25年間「子どもの虐待」を気に留めながら、真剣に取り組めないでいたが、平成に入ってわが国も「子ども虐待」が深刻になり始めた。

厚生労働省による調査を開始した1990年度（平成2年度）は虐待に関する相談件数が1,101件であったが、2004年度（平成16年度）から2006年度（平成18年度）の3年間は、3万件を超える件数にまで増加し、子どもたちの虐待死や児童殺害事件も増えつつある。アメリカでは1996年（平成8年）に虐待の通報件数が310万件と報告されている。これと比べて日本は少ないから大丈夫とみる人もいるかも知れないが、いずれアメリカ並みにならないとも限らない。

わが国の特異点は、短期間における急増ぶりである。統計的なデータを公表し始めた1990年度からその後の10年間で発生件数は16倍に膨れあがり、2006年度には約34倍に増えている。また、虐待が明るみになった時に加害者である親の多くが、開口一番「躰のためにやった」と言うことである。躰を口実とした児童殺害の多発も特有の一つではないだろうか。

この状況の中で、筆者らは何ができるのだろうかと考えた。虐待を受けている子どもたちをすぐに具体的に支援できないにしても、野田正彰（京都女子大学、精神病理学）が「今後、子

ども虐待は加速化するだろう。問題の根幹は教育にあり、豊かな人間関係を基本に据えるように教育の思想的なバックボーンを変える必要がある」と指摘している。筆者らは微力ながら、子ども虐待の予防として教育の啓発をしていきたいと考えている。

- ① ここ15年間、親子関係を中心とした「家族論」を担当している。将来母親になる可能性を持つ女子学生のために、「子ども虐待」について共に学び考えていきたいと思っている。少子化の一途をたどる日本にとって、未来の担い手である子どもを、親だけでなく周囲の大人・地域社会皆で子どもたちを守り育て、真の愛情を育む教育に力を入れていきたい。今回は主に、種々の文献研究を通して「子ども虐待」とは何か・虐待の現状把握・日米比較・アメリカの具体的な取り組みの紹介などを中心に報告したい。
- ② 次回は、可能な限り事例を収集・分析し虐待の内容・背景について考察したい。
- ③ 諸外国の現状および地元鹿児島 の状況分析など
- ④ 虐待を受けた子どもたちに与える影響と対応などを中心に、継続研究していきたいと考えている。

注：本文中で下記の表現は、以下に統一した。

※法令などの名称の時は「児童虐待」に、それ以外は「子ども虐待」と区別して表記。

※文中の年号は西暦を優先するが、日米の比較などをわかりやすくするため、日本の元号も挿入した。

※かつての厚生省および文部省は、2001年（平成13年1月6日付）から現在の厚生労働省・文部科学省に呼称変更となったので、全て新呼称で表記を統一した。

Ⅱ. 虐待の定義と分類について

私たち社会が子どもの人権やいのちを守るために、どのような場合に「子ども虐待」と認めて、家庭に対して強制的に介入することが出来るのか、それには「虐待」の定義を明確にする必要がある。しかし、その定義は国・研究者や臨床家の間では様々な意見があり、必ずしも統一した見解はない。

「子ども虐待」は、Child Abuse and NeglectまたはBattered Children（虐待・ネグレクトされている子どもたち、被虐待児）と一般に英訳されている。親または親に代わる保護者、年長の同居親族などにより児童に加えられた以下の行為をいう。虐待であるかどうかは親（親に代わる保護者など）の意図とは関わりなく、あくまで①子どもの視点②子ども自身が苦痛を感じているかどうかといった観点から判断されるべきであるという視点が強調されている。

子ども虐待に加えられる虐待行為は、次の4つに分類される。

(1) 身体的虐待 Physical abuse：子どもの生命・健康に危険のある身体的な暴行

- ① 外傷としては打撲傷、あざ（内出血）、骨折、頭部外傷、刺傷、煙草による火傷など。
- ② いのちに危険のある暴行とは、首を絞め付ける、殴る、蹴る、投げ落とす、煮えたぎる熱湯を全身にかける、布団蒸しにする、溺れさせる、逆さ吊りにする、異物を飲ませる、食事を与えない、寒い冬に戸外へ締め出す、一室に拘束するなど。
最悪の場合、子どもはいのちを落すことになる。

(2) 性的虐待 Sexual abuse : 性交・性的暴行・強要など

- ① 子どもの性器をもて遊んだり、子どもと性行為をする。性的暴行、性的行為の強要と教唆など。子どもに売春行為をさせる。
- ② 性器・性交・ポルノビデオなどを見せる。
- ③ ポルノグラフィーの被写体などに子どもを強要する。
子どもは加害者に脅迫されたり、言うとおりにしないと殺されると思い込んでしまったり、また、恐怖から親に性的虐待をされるままにならざるを得ない。特に、家庭内での「性的虐待」は、問題の性質上、実態を把握するのはとても困難である。

(3) ネグレクト (保護の怠慢や拒否) Neglect :

保護の怠慢や拒否により健康状態や安全を損なう行為

- ① 子どもの健康と安全への配慮を怠っているなど。たとえば、
 - ・家に閉じ込める (学校などに登校させない)。
 - ・重大な病気になっても病院に連れて行かない。
 - ・乳幼児を家に残したまま度々外出する。
 - ・乳幼児を車の中に放置するなど。
- ② 子どもにとって必要な情緒的欲求に応えていない (愛情遮断など)。
- ③ 食事、衣服、住居などが極端に不適切で、健康状態を損なうほどの無関心と怠慢など。たとえば、
 - ・適切な食事を与えない。
 - ・下着など長期間ひどく不潔なままにする。
 - ・極端に不潔な環境の中で生活させるなど。
- ④ 親がパチンコに熱中している間、乳幼児を自動車の中に放置し、熱中症で子どもが死亡したり、誘拐されたり、乳幼児だけを家に残して火災で子どもが焼死したりする事件なども、ネグレクトになる。ネグレクトは、子どものいのちに関わるので、子どもには最大の脅威である。ネグレクトの対象が乳幼児の場合、結末は悲惨である。乳幼児は他人に全面的に依存して生きている。親からネグレクトされた場合、乳幼児のいのちは絶たれてしまうことになる。ネグレクトの対象が年長児の場合、他人に助けを求めることができる。しかしその時点では、すでに子どもの身体的・心理的・知的発達にも障害が生じている場合が多い。

(4) 心理的 (情緒的) 虐待 Psychological (Emotional) abuse :

暴言や差別など心理的外傷を与える行為

子どもの虐待の中でも、「心理的虐待」は定義が難しい。あえて定義すると、子どもの感情的発達を損ない、自尊心を傷つける行為によって、子どもに精神的打撃を負わせる虐待行為である。たとえば、

- ① 言葉による脅かし、脅迫など。「おまえなんか生みたくなかった」など。
- ② 子どもを無視したり、拒否的な態度を示すことなど。
- ③ 子どもの心を傷つけることを繰り返し言う。
- ④ 子どもの自尊心を傷つけるような言動など。

⑤ 他の兄弟（姉妹）とは著しく差別的な扱いをする。

外傷と異なり、心理的虐待は外から見えず、その度合いや虐待が後々に与える影響を明確に測ることが困難である。

以上の定義は、「子ども虐待の手引」を引用し定義に多少の説明を加えたものである。わが国では、「子ども虐待」に対応する行政の現業機関である児童相談所などが、この定義・分類を活用している。

ちなみに、子どもの虐待とは何を指すのかについて、国際児童虐待常任委員会ISCCA (International Standing Committee on Child Abuse) が提唱している分類もあわせて紹介しておく。

児童の不当な扱いChild Maltreatmentについて、

(1) 家庭内の子どもへの不当な取り扱い：Intrafamilial Maltreatment

- ① 身体的虐待：Intrafamilial Physical Violence
- ② 心理的虐待：Intrafamilial Psychological / Emotional Abuse
- ③ ネグレクト：Intrafamilial Neglect
- ④ 性的虐待：Intrafamilial Sexual Abuse

(2) 施設内の子どもへの不当な取り扱い：Institutional Maltreatment

(3) 家庭外の子どもへの不当な取り扱い：Extrafamilial Exploitation of Children

- ① ポルノグラフィーや売春
- ② 児童労働の搾取をあげている。

(4) その他：家族外の不当な扱いの型が生起しうる他領域

Other Areas in which Forms of Extrafamilial Maltreatment may take Place

- ① 薬物やアルコール依存への誘惑
- ② マスメディアの刺激
- ③ その他
 - ・子ども向け広告
 - ・食 品……偏在による不足・飢餓
 - ・健 康……最適と思えない食品（母乳の代用品など）・高価すぎる薬品・医療などの偏在
 - ・教 育……不適合・不必要なコースと機会均等の不足
 - ・住 宅……適切な住宅の供給不足・高層の問題・遊び場の不足などの問題
 - ・収 監……刑務所の選択不足・収監された親の子どもに対する配慮不足など
 - ・紛争と戦争…殺人・苦悩・絶望

これを見るとわかるように、日本では法的にはISCCAによる定義の(1)家庭内の子どもへの不当な取り扱いを児童虐待の定義としている。しかし、ISCCAによる定義の(2)~(4)も子どもの権利を脅かすという意味で当然定義に含むべきと考えられる。同時に、ある行動を不当な扱い、ないし虐待とみなすかどうかについては、文化の相違もあり容易でない点もある。今回はまず、わが国における定義の範囲内での「子ども虐待」について考えていきたい。

Ⅲ. 「子ども虐待」に関する行政取り組みの変遷—日米の比較を通して—

ここでは、わが国の「子ども虐待」に関する行政取り組みの変遷を「児童福祉法」の改正および「児童虐待防止法」の制定などを中心にとまとめていく。また、厚生労働省および警察庁発表の白書・データなどを通して簡単に考察してみたい。後半では、アメリカの取り組みを日本と比較しながらみていきたい。

日本において、法律上最初に「子ども虐待」が定義されたのは、2000年（平成12年）11月20日に施行された「児童虐待の防止等に関する法律＝児童虐待防止法」である。これ以前はどうであったのかを調べることから始めた。古今東西を通じて「子どもの虐待」は存在している。

(1) 1933年（昭和8年）

1900年に制定された「感化法」に替わって、「児童虐待防止法」と少年救護法（14歳未満）が制定され、民間では「児童養護協会」が結成されている。

当時、児童とは現在の18歳未満ではなく、14歳未満を称している点は注目すべきである。この法律は、1931年（昭和6年）満州事変勃発以来の戦争が軍需景気をもたらしたはしたが、失業者も多かった。その上、昭和に入ってから凶作続きによる農村の困窮は、子どもの虐待・欠食・身売りなど多くの悲惨なできごとを生んだ。この現実を防止するために制定された法律であり、保護者による虐待や放任をはじめ、軽業・見世物・曲芸・乞食などに14歳未満の子どもを使うことが禁止されたものの、子どもに対する搾取は後を絶たなかった。

池田由子や鈴木敦子らが「社会病理としての虐待」・「貧困社会型子ども虐待」と表現しているように、絶対的貧困の時代と子どもの人権に対する社会全般の意識が希薄だったことは事実である。貧しかった時代には、「子ども虐待」に対する社会認識は、「家族のためには仕方ないこと」として黙認・容認され、社会的にはさほど問題視されることはなかったのである。これらの行為が深刻な問題として認識され、その防止の重要性が叫ばれるようになったのは、つい最近のことである。

この時の「児童虐待防止法」は戦後廃止され、「児童福祉法」に統合された。

(2) 1947年（昭和22年）

「児童福祉法」制定（11月制定、翌年1月施行）

当時のわが国は戦後の混乱と窮乏の中にあり、最大の課題は戦争孤児・引き揚げ孤児の保護であった。しかし、このことに留まらず、次代の担い手である児童一般の健全な育成、福祉の積極的な増進を図ることを基本理念としていた。

(3) 1951年（昭和26年）

「児童憲章」制定（5月5日）

(4) 1977年（昭和52年）

「虐待により殺された子どもの調査」を実施（日本法医学会）

昭和43年～52年の9年間で186件であった。その中、実の父母による殺害が130件と報告されている。

(5) 1989年（平成元年）

「児童の権利に関する条約」が国連で採択される。

(6) 1990年（平成2年）

「児童虐待防止協会」（大阪）〔民間相談機関〕と
「子どもの虐待ホットライン」（同上）がスタート。

(7) 1991年（平成3年）

「子どもの虐待防止センター」（東京）〔民間相談機関〕と
「子ども虐待110番」（同上）がスタート。

大阪・東京に続いて、各地で「子ども虐待防止ネットワーク」および「子どもの虐待防止研究会」が次々と設置されていくことになる。

(8) 1994年（平成6年）

日本でも、「児童の権利に関する条約」を批准。

国連は1979年（昭和54年）を「国際児童年」と定めた。そこで、子どもの権利に対する国際的な論議が頻繁に行われ、わが国にとっても子どもの人権を考える上で重要な鍵となり、これが契機となって「子どもの権利に関する条約」の批准となる。

締約国が条約にそって子どもの権利を守っているかどうかは「国連・子どもの権利委員会」CRC（Convention on the Right of the Child）が審査することになっており、CRCは定期的に各国からの報告を受けるほか、NGO（非政府組織）からの報告やユニセフなどの国際機関の助言も参考に改善点を勧告することと規定されている。

これ以来、子どもに関する現状報告が国連に届き、明らかに「子ども虐待」が問題視されるようになったと言える。

(9) 1997年（平成9年）

「子ども虐待防止の手引」を作成（3月）

厚生労働省は児童福祉法の大改正と共に、保育者や教師・保健医療関係者などを対象に作成した。

(10) 1999年（平成11年）

① 「子ども虐待対応の手引」を作成（3月）

厚生労働省が、児童相談所や児童福祉施設における児童虐待への対応について、専門的に解説した手引となっている。

② 「児童売春・ポルノ禁止法」制定（5月公布，11月施行）

児童買春や児童ポルノなど、児童に対する性的搾取や性的虐待は、児童の人権と利益を著しく侵害するもので、重大な問題である。国内外で、日本人による海外の児童に対するこれら人権侵害も国際的な非難を浴びた。※

このため、「児童買春、児童ポルノに係る行為などの処罰および児童の保護などに関する法律」が制定された。これに先立って、1996年（平成9年）「第1回 児童の商業的性的搾取に反対する世界会議」が、ストックホルムで開催された。

※前年の1998年（平成10年）、国際刑事警察機構（ICPO）は、「サイバーポルノCyberpornoの80%が日本からの発信」と指摘している。

(11) 1999年(平成11年)

「児童虐待対策協議会」が結成(11月)

深刻化する児童虐待に対する取り組みを総合的に進めるため、厚生労働省(旧厚生省)・法務省・文部科学省(旧文部省)・総務省・警察庁・最高裁判所および関係団体※などによる協議会を結成し、11月17日に初会合が東京霞ヶ関で開催された。児童虐待の現状・虐待対策予算の状況・虐待への取り組みについてそれぞれが報告し、意見交換を行った。

※「子どもの虐待防止センター」など関係19団体の関係者

(12) 2000年(平成12年)

「児童虐待の防止などに関する法律=児童虐待防止法」が成立

(5月17日成立, 11月20日施行)

同時に「児童相談所運営指針」および「子ども虐待対応の手引」が改定された。厚生労働省はこれ以降毎年、地方交付税の積算基準を改定し児童福祉司の増員を図るとともに、彼らと協力して子ども虐待に関する調査や関係機関との連絡調整などを行う「児童虐待対応協力員」を配置した。

(13) 2001年(平成13年)

「第2回 児童の商業的性的搾取に反対する世界会議」が、横浜市のパシフィコ横浜で、12月17日～20日まで開催された。138カ国の政府関係者・ユニセフなどの国際機関21団体、国際NGO(非政府組織)148団体の合計3,300人が出席して行われた。主催:外務省・ユニセフなど

(14) 2004年(平成16年)

① 児童虐待防止法の改正<議員立法>(4月成立, 10月1日施行)

主な改正内容:

- ・児童虐待の定義の見直し
保護者以外の同居人による虐待を放置することなども対象とする。
- ・国および地方公共団体の義務の改正
児童虐待の予防および早期発見から虐待を受けた児童の自立支援までの各段階に、国および地方公共団体の責務があることが明記。
- ・児童虐待に係る通告義務の範囲の拡大
「児童虐待を受けた児童」から「児童虐待を受けたと思われる児童」に範囲が拡大。
- ・警察署長に対する援助要請
児童相談所長または都道府県知事は、児童の安全確認・確保に万全を期する観点から、必要に応じ、適切に警察署長に対し援助を求めなければならないこと、それに対して警察署長は、必要と認める時は、すみやかに所属の警察官に、必要な措置を講じさせるよう努めることが盛り込まれた。
- ・面会・通信制限規定の整備
保護者の同意に基づく施設入所などの措置の場合でも、児童との面会・通信を制限できることを意図した規定を整備した。
- ・虐待を受けた児童などに対する支援
虐待のために学業が遅れた児童への政策、進学・就職の際の支援が規定された。

政府は、子ども虐待を早急に対応すべき社会的課題と位置付け、保護を要する児童に関する司法関与の強化などを行う「児童福祉法」の改正案を国会に提出。

② 児童福祉法の改正（11月成立 施行は平成17年1月以降順次）

主な改正内容：

- ・児童相談に関する体制の充実
児童相談に関し市町村が担う役割を法律上明確化した。
- ・児童相談所の設置
中核市などにおいても児童相談所を設置することができるとした。
- ・児童相談所における専門性の確保
児童相談所長に研修の受講義務が課されるとともに、児童福祉司の任用要件が厳格化された。
- ・児童福祉施設・里親などの見直し
安定した生活環境などの確保を図るため、乳児院および児童養護施設の入所児童の年齢要件が見直されると共に、自立支援強化のため、施設退所者へのアフターケアが施設業務の目的として法定化された。また、里親の定義規程が設けられると共に、里親の監護・教育・懲戒権が規定された。
- ・児童虐待防止ネットワークの法定化
地方公共団体は、「要保護児童対策地域協議会」を設置することができること、同協議会は、必要に応じて関係機関などに対する情報提供や意見開陳などの協力を求めることができること、同協議会のメンバーなどは、正当な理由なく職務に関して知り得た秘密を漏らしてはならないことなどが規定された。
- ・家庭裁判所の関与強化
虐待を受けた児童の施設入所などの措置期限を原則2年以内とし、これを超えた措置が必要な場合は、児童相談所が家庭裁判所の承認を得て更新できること、必要に応じ家庭裁判所は児童相談所に対し、保護者への指導を勧告することができるなどが盛り込まれた。

③ 「子ども・子育て支援応援プラン」の策定（同年12月成立、少子化社会対策会議決定）

主な内容：

- ・虐待防止ネットワークを全市町村に設置
- ・乳児健診未受診児など生後4カ月までに全乳児の状況把握を全市町村で実施

(15) 2005年（平成17年）

① 法律改正を踏まえた各種指針などの策定・改正

- ・市町村児童家庭相談援助指針 (2月14日)
- ・児童相談所運営指針の改正 (同 上)
- ・要保護児童対策地域協議会設置・運営指針 (2月25日)
- ・子ども虐待対応の手引きの改正 (3月25日)
- ・子ども自立支援計画ガイドライン (4月 1日)
- ・児童虐待など要保護事例検証委員会第一次報告 (4月28日)

② 「第1回 子ども虐待対策連絡会議」開催 (協力医療機関31施設)

(16) 2005年 (平成17年)

児童相談所の「児童福祉司」の配置基準の見直し (4月)

- ・児童福祉法施行令に定める児童福祉司の一人あたりの標準人口を「おおむね10万から13万」を「おおむね5万から8万引き上げる」に改正。6月21日の発表では、全国平均は「6万3,365人にひとり」の配置になっている。都道府県別で最も手厚いのは青森県で、約3万4,000人にひとりの割合。次いで鳥取・沖縄県の順である。

(17) 2007年 (平成19年)

① 「要保護児童対策地域協議会 (子どもを守る地域ネットワーク) スタートアップマニュアル」の公表 (5月18日)

- ・平成16年の児童福祉法の改正により、虐待を受けた児童などに対する市町村の体制強化のため、関係機関が連携を図り児童虐待などへの対応を行う「要保護児童対策地域協議会」(以下「地域協議会」)の設置は急速に進み、本年3月末で約85%の市町村に設置された。しかし、「地域協議会の具体的な運営方法がわからない」といった戸惑いの声も聞かれるため、今回、厚生労働科学研究「市町村及び民間団体の虐待対応ネットワークに関する研究」において、新たに地域協議会をスタートしようとする自治体の関係者を念頭に、地域協議会の設置によって何が変わるのか、どのように運営していけばよいのかなど、地域協議会の設置・運営にあたり、必要となる知識、ノウハウなどをとりまとめたマニュアルを作成。

② 「児童虐待防止推進月間」における標語の募集 (5月25日)

- ・児童虐待に関する相談対応件数は依然として増加しており、その内容も専門的な援助を必要とするケースが増えている。特に子どものいのちが奪われるなど重大な事件も後を絶たない。社会全体で早急に解決すべき重要な課題であり、虐待の発生予防、早期発見・早期対応から虐待を受けた子どもの自立に至るまでの総合的な支援が必要である。この状況を踏まえ、平成16年度から児童虐待防止法が施行された11月を「児童虐待防止推進月間」と位置づけ、児童虐待問題に対する社会的関心の喚起を図るため、集中的な広報・啓発活動を実施することにした。平成19年度は、この児童虐待防止推進月間の取り組みの一つとして、国民一人ひとりが児童虐待問題についての理解をより一層深め、主体的な関わりを持ち意識啓発を図ることを目的として、標語の公募を行うこととした。

③ 「児童虐待の防止などに関する法律および児童福祉法の一部を改正する法律」

(6月1日法律第73号、平成20年4月1日～施行予定)

- ・「児童虐待防止対策」の強化のため児童相談所運営指針などの改正案が衆院で可決。児童虐待により子どもの尊いいのちが失われる深刻な事件が頻発しており、児童相談所における立入調査や一時保護などの措置が適切に行われるとともに、市町村や関係機関などの連携強化を図るなど、子どもの安全確保を最優先として対応した。

(ア) 児童相談所運営指針などの改正

- ・虐待通告の受付の基本を徹底
- ・安全確認に関する基本ルールを設定する。

- ・「きょうだい」事例への対応を明確化する。
 - ・関係機関相互における情報共有の徹底（要保護児童対策地域協議会の運営強化）
- (イ) その他の措置
- ・措置解除に関するチェックリストの策定
 - ・転居ケースへの対応強化
 - ・出産前後の対応強化

次にアメリカの「子ども虐待」対応の変遷を、「児童虐待防止対策法」制定までに限定して簡単に追ってみる。

アメリカで「子ども虐待防止」の動きがみられるようになったのは、19世紀半ばからである。特に「子ども虐待」が社会的関心を集めたのは、1874年（明治7年）ニューヨーク市で起こったメアリー・エレンMary Ellen事件に遡る。8歳のメアリーが養父母から見放され殴られてばかりで、飢え死にしそうになっていた姿を見て、市民は同情した。何とかしなければと思っていたが、当時、虐待を受けている子どもを法的に保護するのは困難であった。ここがアメリカらしいと思うのだが、「動物虐待防止協会」ASPCA（American Society for the Prevention of Cruelty to Animals）は活動しており、法律的に動物虐待は禁じられていたので、この協会の創立者であるヘンリー・バーグHenry Berghと市民たちは、少なくとも人間は動物の一種であるから、「虐待はいけない」ということで、この法律を適用して女兒を守るために行動した。

アメリカでは、130年以上も前にこういう動きがあって、「児童虐待防止協会」の設立に繋がっていくことになった。

(1) 1875年（明治8年）

「児童虐待防止協会」がニューヨーク市に、アメリカで最初に発足した。その直後に全米各所に同様の協会が発足した。後に「動物虐待防止協会」と合併して「米国人道協会」AHS（American Human Association）となる。

(2) 1877年（明治10年）

「子どもを残酷行為から守るフィラデルフィア協会」が、ペンシルベニア州に発足。

20世紀になると、児童福祉に対する関心が急速に進展していく。特に、アメリカでは「子ども虐待」に対する社会的関心は、1960年代よりさらに高まっていく。

(3) 1909年（明治42年）

「全米嬰兒殺害防止協会」および連邦児童局が設立された。

(4) 1930年（昭和5年）

アメリカ版「児童憲章」が採択された。

趣旨は「全ての児童は、愛と安全が保障された場所に居住する権利を有し、虐待・遺棄・搾取、あるいは他のあらゆる非人道的被害を被った児童には、昼夜を問わずその身を保護する社会福祉機関の設立を約束する」と言う画期的なものであった。

(5) 1955年（昭和30年）

ウーレイとエヴンスWoolley and Evansは、レントゲン所見の結果から、子どもたちの外傷や事故の多くは、養育者から故意に与えられ、それは「親の無関心と未熟さ・無責任さ」によ

るものであることを、初めて明言し衝撃を与えた。

当時は、主に放射線技師たちによって虐待が発見され、メディアによって広く一般に知れ渡り、実の親による身体的虐待の存在に驚愕するとともに、社会の「子ども虐待」への関心も増した。しかし、この時期はこうした関心の高まりに留まり、このようなケースは例外的なものであると人々は考えていた。

(6) 1962年 (昭和37年)

ケンプKempe, C.H. (小児科医) は、アメリカの小児科学会のシンポジウムで「子どもの虐待」に見られる様々な臨床所見をまとめて「被殴打児症候群, Battered Child Syndrome (現在、被虐待症候群と訳)」と呼ぶよう提唱した (1961年)。

彼は自分の病院に入院した多くの子どもの怪我が、偶発的な事故ではないことに気付き、真実を究明しようとした。前掲のウーレイらと同様、それ以前から10年間「子ども虐待」について語り続けていたが、誰も「親がそんなことをするはずがない」と信じなかった。翌年の1962年、JAMA (Journal of American Medical Association) に論文発表して、社会的な注目を浴び、世間に受け入れられた。

論文の内容は、症候群の臨床的特徴・精神医学的見地・虐待児への対処などで、特に虐待の疑いのあるケースは、通報するという法律の制定や専門的な保護サービスの必要性を強調した。また、自分の子どもを虐待する親は、精神的な病を患っているなど個人的な精神病理原因論を展開させている。

この論文に対しても日本では、すぐには余り関心をひかず、10年後の1973年になって新田康郎らによって「被虐待症候群」と訳されて報告 (日本医事新報No.2569) された。

1963年 (昭和38年) から67年 (昭和42年) の短期間にアメリカの全州が「児童虐待の通報法」を採用し通報を義務付けた。

(7) 1974年 (昭和49年)

「児童虐待防止対策法」(Child Abuse Prevention and Treatment Act) が制定された。

この法律により、子ども虐待の全米 (国立) 対策センター NCCAN (National Center of Child Abuse and Neglect) が連邦機関内に設置された。

この法律と情報センターの設立は、子ども虐待に関する調査と虐待防止のための予算獲得に貢献した。

この年初めて「子ども虐待」の全米統計が取られたが、約70万件の通報があったと報告されている。

以下に、日本の厚生労働省および警察庁調べによる児童虐待に関する相談件数などの変遷を、図1・表1・表2に示す。

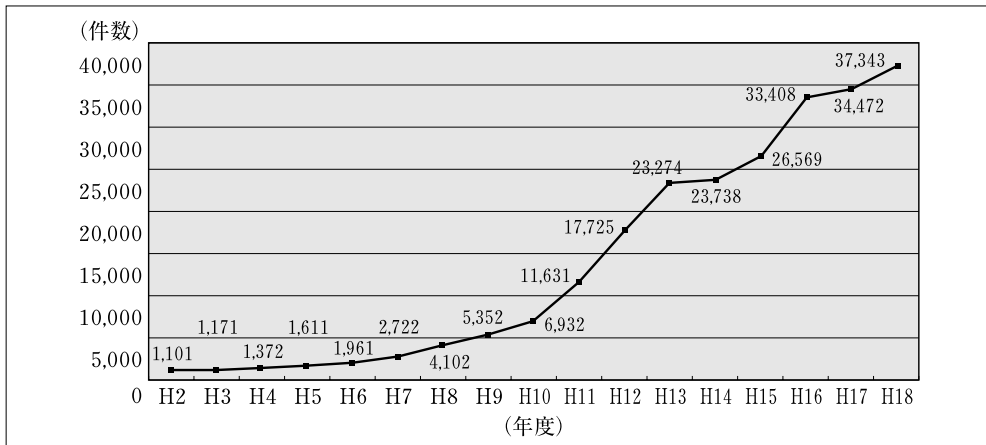


図1 児童相談所における児童虐待に関する相談件数

資料：厚生労働省「福祉行政報告例」

表1 虐待の内容別相談件数

| | 総数 | 身体的虐待 | 性的虐待 | ネグレクト | 心理的虐待 |
|--------|--------------|---------------|-------------|---------------|--------------|
| 1999年度 | 11,631(100%) | 5,973(51.3%) | 590(5.1%) | 3,441(29.6%) | 1,627(14.0%) |
| 2000年度 | 17,725(100%) | 8,877(50.1%) | 754(4.3%) | 6,318(35.6%) | 1,776(10.0%) |
| 2001年度 | 23,274(100%) | 10,828(46.5%) | 778(3.3%) | 8,804(37.8%) | 2,864(12.3%) |
| 2002年度 | 23,738(100%) | 10,932(46.1%) | 820(3.5%) | 8,940(37.7%) | 3,046(12.8%) |
| 2003年度 | 26,569(100%) | 12,022(45.2%) | 876(3.3%) | 10,140(38.2%) | 3,531(13.3%) |
| 2004年度 | 33,408(100%) | 14,881(44.6%) | 1,048(3.1%) | 12,263(36.7%) | 5,216(15.6%) |
| 2005年度 | 34,472(100%) | 14,712(42.7%) | 1,052(3.1%) | 12,911(37.5%) | 5,797(16.8%) |

資料：厚生労働省「福祉行政報告例」

図1は、厚生労働省が全国の児童相談所と協力し、調査開始した平成2年度（1990年度）からの変遷である。件数は児童相談所で処理した件数である。調査開始時1,101件であったが、平成10年度には約7,000件、11年度は1万件を突破するほどに急増している。12・13年度もそれぞれ17,725件・23,274件と増え続け、14年度は若干の増加であった。

ところが16年度以降は、3万件を優に超えてしまい、平成18年度の全国の児童相談所で対応した児童虐待相談件数は37,343件で、統計を取り始めた平成2年度を1とした場合の約34倍、児童虐待防止法施行前の平成11年度に比べ約3倍以上と、年々増加している。

もちろん相談件数が増えたことには、平成12年の「児童虐待防止法」制定や平成16年の同法律の改定などにより、保育士・学校の教職員など虐待を発見しやすい立場にいる者に通告義務を課したこと、通告対象の範囲が「虐待を受けた子ども」から「虐待を受けたと思われる子ど

も」に拡大されたこと、社会的関心を集めた痛ましい事件の発生なども相まって、一般国民や関係機関に、子ども虐待についての認識や理解の高まりが見られることなどが、主な増加要因と考えられる。

表1は、全国の児童相談所で対応した相談件数を、虐待の内容別に示したものである。表1から簡単に言えることは、日本の「子ども虐待」は、数字上は身体的虐待が最も多く、性的虐待はアメリカと比べて少ない。しかし、年々身体的虐待が減少して、その分ネグレクトと心理的虐待は増加傾向にある。

この内容分析は時間を要するので、今回はわが国の「子ども虐待」の内容分析が、どのような割合を示しているのかを提示するに留め、分析は次回の研究テーマとして、詳細に考察していく予定である。

表2 警察における虐待に関する少年相談の受理状況

| | 1999年 | 2000年 | 2001年 | 2002年 | 2003年 | 2004年 | 2005年 | 2006年 |
|--------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 相談受理件数 | 924 | 1,342 | 1,574 | 1,382 | 1,276 | 1,833 | 1,861 | 2,228 |

資料：警察庁調べ

表2・表3・表4は、警察庁が過去8年間に受理した児童虐待相談件数・その態様別検挙状況および児童虐待により死亡した推移を示している。

児童相談所の調査と比較して、警察が取り扱った件数は少ないとは言え、平成14・15年に一旦前年よりは減少してはいるが、それを除くとこちらも年々増加している。

表3 児童虐待事件の態様別検挙状況

| | 総数 | | | 身体的虐待 | | | 性的虐待 | | | ネグレクト | | | 心理的虐待 | | |
|-------|------|------|-------|-------|------|-------|------|------|-------|-------|------|-------|-------|------|-------|
| | 検挙件数 | 検挙人員 | 被害児童数 | 検挙件数 | 検挙人員 | 被害児童数 | 検挙件数 | 検挙人員 | 被害児童数 | 検挙件数 | 検挙人員 | 被害児童数 | 検挙件数 | 検挙人員 | 被害児童数 |
| 1999年 | 120 | 130 | 124 | 62 | 69 | 64 | 34 | 34 | 34 | 24 | 27 | 26 | 0 | 0 | 0 |
| 2000年 | 186 | 208 | 190 | 124 | 139 | 127 | 44 | 44 | 44 | 18 | 25 | 19 | 0 | 0 | 0 |
| 2001年 | 189 | 216 | 194 | 136 | 156 | 139 | 32 | 33 | 32 | 21 | 27 | 23 | 0 | 0 | 0 |
| 2002年 | 172 | 184 | 179 | 119 | 127 | 121 | 33 | 32 | 36 | 20 | 25 | 22 | 0 | 0 | 0 |
| 2003年 | 157 | 183 | 166 | 109 | 130 | 115 | 29 | 29 | 32 | 19 | 24 | 19 | 0 | 0 | 0 |
| 2004年 | 229 | 253 | 239 | 176 | 193 | 186 | 39 | 42 | 39 | 14 | 18 | 14 | 0 | 0 | 0 |
| 2005年 | 222 | 242 | 229 | 156 | 172 | 162 | 55 | 56 | 56 | 11 | 14 | 11 | 0 | 0 | 0 |
| 2006年 | 297 | 329 | 316 | 199 | 221 | 215 | 75 | 77 | 77 | 23 | 31 | 24 | 0 | 0 | 0 |

資料：警察庁「少年非行等の概要」

表4 児童虐待における死亡事件の状況

| | 総数 | | 殺人 | | 傷害致死 | | 保護責任者棄致死 | | 重過失致死 | |
|-------|------|-------|------|-------|------|-------|----------|-------|-------|-------|
| | 検挙件数 | 被害児童数 | 検挙件数 | 被害児童数 | 検挙件数 | 被害児童数 | 検挙件数 | 被害児童数 | 検挙件数 | 被害児童数 |
| 1999年 | 43 | 45 | 17 | 18 | 17 | 17 | 5 | 5 | 4 | 5 |
| 2000年 | 44 | 44 | 17 | 17 | 23 | 23 | 3 | 3 | 1 | 1 |
| 2001年 | 60 | 61 | 23 | 23 | 28 | 28 | 6 | 7 | 3 | 3 |
| 2002年 | 38 | 39 | 13 | 14 | 18 | 18 | 7 | 7 | 0 | 0 |
| 2003年 | 41 | 42 | 16 | 17 | 17 | 17 | 5 | 5 | 3 | 3 |
| 2004年 | 49 | 51 | 19 | 21 | 22 | 22 | 5 | 5 | 3 | 3 |
| 2005年 | 37 | 38 | 15 | 16 | 17 | 17 | 3 | 3 | 2 | 2 |
| 2006年 | 53 | 59 | 30 | 36 | 15 | 15 | 6 | 6 | 2 | 2 |

資料：警察庁「少年非行等の概要」

平成17年に摘発された児童虐待死事件37件のうち、警察が事前に虐待を把握できていたのは2件であった。児童相談所が虐待の疑いがあるという情報を事前に得ていても、関係機関との具体的な協議がなく、保護できなかったケースが少なくないのではないと思われる。

ちなみに今年度、2007年8月10日付けの各新聞が報道したニュースによると「今年の上半期に警察が摘発した18歳未満の児童への虐待事件は前年同期比24.2%増の149件で統計が残る2000年以降、最多だったことが2007年8月9日、警察庁のまとめでわかった。虐待で死亡した児童は18人に上った。2006年の同期は28人が犠牲になっており、警察庁は虐待が疑われる家庭に積極的な立ち入りを進めることで、死亡に至る虐待を減少させたいとしている」と報じている。

平成19年の「児童相談所運営指針」などの改正で「関係機関相互における情報共有の徹底」が盛り込まれ、児童虐待防止の強化が図られた。今後の関係機関のネットワーク強化に期待していきたい。

いずれにしろ筆者らは前述したとおり、今回は刑事事件として検挙された事件を可能な限り収集分析し、「なぜ子どもの虐待」は増え続けるのか・虐待の態様・背景などを考察していきたいと考えているので、日本の「子ども虐待」の現状把握のためにデータを提示した。

さて、一方アメリカの「子ども虐待」の件数について、本あるいはマスコミ報道・種々の研修会や学会などに参加して読んだり聞いたりした結果、アメリカの18歳未満の子どもの虐待件数は年間200万～300万件、虐待や育児の怠慢による子どもが死亡する数は、年間2,000人と言われる。しかもその8割近くが3歳以下の乳幼児だと言われる。日本とは桁違いに多い数だが、事実はどうなのだろうか？

アメリカは、各州によって「子ども虐待」の定義・通告される仕組みや処理にも相違がある

し、また、18歳未満の児童人口も異なるので、わが国と単純な数字上での比較について議論することは難しいが、参考に今回「現代アメリカデータ総覧」に掲載されている各州の「児童保護サービス機関」(U.S Department of Health and Human Service)の調査による件数の総計とその態様を表5・表6にまとめた。

表5 児童虐待、遺棄の申し立ておよび捜査件数

| | 18歳未満人口 | 報 告 | | 捜査後立件された ケースの子ども数 |
|-------|------------|-----------|-------------------|----------------------|
| | | 申し立て件数 | 申し立てにかか わる子ども数 | |
| 1996年 | 69,048,323 | 2,050,801 | 3,031,597 | 969,018 |
| 1997年 | 69,527,944 | 1,941,253 | 2,700,369 | 889,665 |
| | 18歳未満人口 | 申し立て件数 | 捜査対象となっ た児童数 | 被害者の児童数 |
| 1998年 | 69,872,059 | 1,851,267 | 2,972,862 | 903,395 |
| 2001年 | 72,941,000 | 1,789,324 | 3,058,253 | 903,141 |
| 2002年 | 72,894,483 | 1,811,974 | 3,136,751 | 897,168 |
| 2003年 | 73,043,506 | 1,576,390 | 2,856,284 | 787,156 |

資料：「現代アメリカデータ総覧」

表6 児童虐待・遺棄の起訴

(人)

| | 犠牲者 | 遺 棄 | 物理的虐待 | 性的虐待 | 精神的虐待 | その他及び 不 詳 |
|-------|------------------|--------------------|--------------------|--------------------|------------------|------------------|
| 1990年 | 690,658 (X) △ | 338,770 (49.1%) | 186,801 (27.0%) | 119,506 (17.3%) | 45,621 (6.6%) | (NA) △ |
| 1994年 | 1,011,595 (X) | 520,550 (51.5%) | 241,338 (23.9%) | 136,362 (13.5%) | 47,337 (4.7%) | 24,593 (2.4%) |
| 1995年 | 970,285 (X) | 507,015 (52.3%) | 237,840 (24.5%) | 122,964 (12.7%) | 42,051 (4.3%) | 28,541 (2.9%) |
| 1996年 | 955,516 (X) | 493,158 (51.6%) | 224,967 (23.5%) | 117,058 (12.3%) | 55,199 (5.8%) | 25,412 (2.7%) |
| 1997年 | 790,157 (X) | 431,563 (54.6%) | 192,872 (24.4%) | 96,070 (12.2%) | 48,407 (6.1%) | 18,524 (2.3%) |
| 1998年 | 861,302 (X) | 461,274 (53.5%) | 195,891 (22.7%) | 99,278 (11.5%) | 51,618 (6.0%) | 20,338 (2.4%) |
| 1999年 | 783,632 (X) | 439,094 (56.0%) | 167,703 (21.4%) | 88,801 (11.3%) | 59,842 (7.6%) | 18,809 (2.4%) |
| 2000年 | 862,922 (X) | 515,621 (59.8%) | 167,307 (19.4%) | 87,567 (10.2%) | 66,968 (7.8%) | 25,486 (3.0%) |
| 2001年 | 903,141 (X) | 516,646 (57.2%) | 168,284 (18.6%) | 86,834 (9.6%) | 61,779 (6.8%) | 17,664 (2.0%) |
| 2002年 | 897,168 (X) | 525,131 (58.5%) | 167,168 (18.6%) | 88,688 (9.9%) | 58,029 (6.5%) | 18,128 (2.0%) |
| 2003年 | 787,156 (X) | 479,567 (60.9%) | 148,877 (18.9%) | 78,188 (9.9%) | 38,603 (4.9%) | 17,945 (2.3%) |

資料：「現代アメリカデータ総覧」

△データなし、X→該当なし（児童は複数の虐待を受けていることが多い。従ってこの項の合計は100%を超える）

※このデータは、各州の「児童保護サービス機関」の調査による児童虐待および遺棄の申し立て件数に基づいて、全米の総計を出している。

※虐待が行われたかあるいはその危険があることを、州法のもとで立証するのに十分な証拠が存在することを決定するための捜査の訴因を示している。

Ⅳ. アメリカの「子ども虐待」へのケア例ー “Thompson Children’s Home”での取り組み

前述のとおり、筆者は1980年10月から約半年間、アメリカNorth Carolina州 Charlotte（人口約61万都市）を訪れた。そこでEmotionally Disturbed Children、つまり、情緒面で問題をきたしている子どもたちをケアしている施設で、ボランティアと研修を兼ねて筆者を受け入れてくれる施設として紹介していただいたのが、Child Care Services of North Carolinaの“Thompson Children’s Home”（or Thompson’s Treatment Center）であった。

当時、英語も話せない、路面バスも電車もちろん走っていない郊外、12月～2月は気温も氷点下になる所でどうなるかと不安ばかりの毎日であったが、何か行動しなければと焦っていた。入園している子どもたちを観察していると、顔は普通の子どものように見え、活発に動き回り、よく喋るので「一体この子どもたちは何が問題でここにいるのだろうか」と思った。そのうち、私を送迎して下さる女性スタッフと車で往復する会話の中で、子どもたちの問題が徐々に見え始めた。

“Thompson Children’s Home”でケアしている子どもたちの大半（33名中26名）は、親から虐待を受けて育った子どもたちであった。残り7名は、盗癖・虚言癖・性格の問題などであった。しかも11名の女兒は全員、身体的な虐待だけでなく、幼少時代に実父ないし母親のボーイフレンドから性的虐待も受けて育ったという経験を持っていた。ここの施設でケアするのは、6歳～12歳までの小学生を対象としていた。

私は語学力の無さゆえに、スタッフや子どもたちと上手くコミュニケーションできないもどかしさと焦りの気持ちがあり、思い切って園長に「子どもたちをもっとよく知りたい。守秘義務を守りますので、彼らの生育歴など記入されているカルテを読ませて頂きたい」と願っていた。スタッフの方々は、私の我儘な申し出を聞き入れてくださり、私のためのプランを作ってくださいました。キャンパススクールで勉強している子どもたちの授業に参加したり、女兒ばかりのSmith Cottageで毎日ランチを一緒にいただいたり、時には個別に私と子どもが触れ合う時間を計画して下さり、言葉の壁を越えて多くのことを学ばせていただいた。

日本では、2000年（平成12年）に「児童虐待防止法」が施行されて以来、やっと政府も積極的な対応に取り組むようになったが、アメリカでは、すでに30年前からどんなに小さな町・村でも、「子ども虐待」に対する24時間サービス制度が整っていた。

個人情報全都合で、ここで個々の子どもたちの状況を、詳細に報告することはできないが、今から27年前の1980年代初期に、アメリカが「子ども虐待」に具体的にどのように取り組んでい

たかを、垣間見ることが出来ると思うので、記憶がまだ多少残っているこの機会に、簡単な報告をしたいと思いここにまとめた。

- | | |
|------------------------------------|------------------|
| (1) “Thompson Children’s Home” の概要 | (4) 施設入園児の構成 |
| (2) 施設の見取り図 | (5) Cottageの間取り図 |
| (3) 施設スタッフ構成 | (6) まとめ |

(1) “Thompson Children’s Home” の概要

The Residential Treatment Division of Episcopal Child Care Services of North Carolina
The Basis of Foundation (設立母体) The Episcopal Church (英国聖公会, キリスト教)
Treatment Plan (治療計画)

If a decision is for Thompson’s Treatment Center to serve the family and child a tentative treatment plan will be established prior to placement. After a few weeks of observation, a more definitive treatment plan will be developed. This document tells of the reasons for placement; the goals set jointly by the family, our staff, and the referring agency; and the responsibilities of all participants in the plan.

The treatment plan is seen as a road map giving direction and purpose to residential care. All children must be assessed individually before admission by our staff podiatrist. The treatment plan will be reviewed about every three months.

Special Features (特徴)

- ① Individualized Program.
- ② Milieu Therapy.
- ③ Individual and Group Treatment.
- ④ Psychiatric Consultation and Therapy.
- ⑤ Special Education.
- ⑥ Family Counseling.
- ⑦ Follow-up Services.
- ⑧ Medical Services.

What Kinds of Children can We Accept ? (どんな種類の子どもを受け入れるのか)

Thompson’s Treatment Center has been serving a large number of emotionally disturbed children and their families. A Board-appointed Study Committee Report was adopted in February 1976. It called for the campus to become a treatment center.

We are developing a milieu of psychotherapy, education, recreation, and cottage living. To help children most effectively, we need to know the nature and depth of a particular child’s emotional problems.

With these thoughts as a guideline, we have drawn up the following profile of children we can most effectively serve:

- ① Ages : six through twelve years

- ② Sex : male and female
- ③ Race : no discrimination
- ④ Religion : no discrimination (or religious preferences)
- ⑤ Intellectual ability :

Our program is geared toward children of average potential. We admit those children who are functioning at a lower level for emotional reasons. We can also serve the learning-disabled child.

- ⑥ Background :

Our program is generally limited to placements of about two years or less. We admit children who have families that can be involved in the treatment process.

We also serve children in the custody of County Departments of Social Services if there are visiting resources readily available in their home county and if the county agency is actively involved in the treatment process.

- ⑦ Mental Status :

We can serve children who have emotional problems but who are in touch with reality and able to interact in an open group situation.

We can serve children who are socially maladjusted but do not have irreversible character defects. We do not have the 24-hour structure necessary for suicidal, severely depressed, or psychotic children.

(2) 施設の見取り図

緑に囲まれた広大な土地にたたずむ，“Thompson Children’s Home”の見取り図は、下記のとおりである。管理棟Administration Building, 4箇所Cottage, Activities Building, 体育館Gymnasium, Bishop Wright Cottage（スタッフ用）の8棟の建物が全て平屋である。

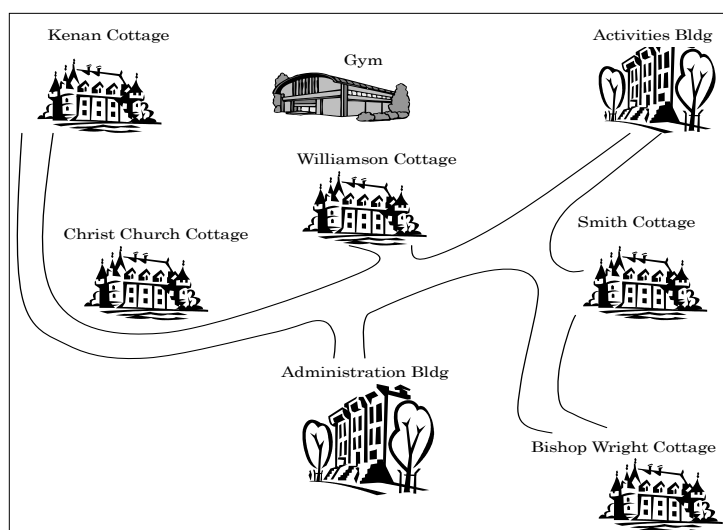


図2 “Thompson Children’s Home” の見取り図

(3) 施設スタッフ構成

下記の専門スタッフが、子どもたちのケアにあたっている。

- ① Administrative Staff (管理スタッフ)
 - Administrator (園長) ……………1名 <M.Ed.>
 - Administrative Assistant (副園長) ……………1名
 - Community Coordinator (コーディネーター) ……………1名 <M.Ed.>
- ② Clinical Staff (治療スタッフ)
 - Pediatric Psychiatrist (児童精神分析医) ……………1名 <M.D.> (Part time)
 - Pediatric Nurse Practitioner (小児看護師) ……………1名 <R.N.>
 - Individual therapist (個別指導セラピスト) ……………3名 <A.C.S.W.>

Several other Master level social workers, staff members of the Episcopal child care Services, provide individual therapy for a number of the children in residence.
- ③ Special Education and Therapeutic Recreation Staff
(教育およびレクリエーション部門のスタッフ)
 - Campus Recreation Staff ……………1名
 - Therapeutic Recreator ……………2名
 - Certified Special Education Teacher (有資格の特殊教育教員) …3名 <M・Ed>
 - Teacher's Aide (助教員) ……………4名
- ④ Child Caring and Family Counseling Staff
(子どものケアと家族へのカウンセリングスタッフ)
 - Treatment Unit Supervisort (療育スーパーバイザー)
 - Christ Church Cotta ……1名 Kenan Cottage ……………1名
 - Smith Cottage ……………1名 Williamson Cottage ……1名 4名とも <B.A.>
 - Campus Night Supervisort (夜間の療育スーパーバイザー) …1名 <B.A.>
- ⑤ House mother (寮母) …各Cottage1名ずつ, 主として, 子どもたちの食事作り…4名
- ⑥ Child Care Worker (保育士) ……16名 <C.C.W.>

この他、理事会役員・牧師(施設付きChaplain)・一般事務員・ソーシャルワーカーなど含め総勢、定員36名の子どもに対して72名のスタッフで構成されており、日本と比較して羨ましい限りであった。それでも彼らは「人手が足りない、忙しい」といつもぼやいていた。私は「贅沢ですよ。日本では、この逆です。子ども70名に対してスタッフはその半分の35名くらいです」と言って、よく笑われていたのを思い出す。

略号説明

- <M・Ed.> …Master of Education <M.D.> ……Doctor of Medicine
- <R.N.> ……Registered Nurse <A.C.S.W.> …Academy of Certified Social Worker
- <B.A.> ……Bachelor of Arts <C.C.W.> ……Child Care Worker

(4) 施設入園児の構成

33名（定員36名）の子どもたちが、4箇所のCottageにわかれて起居を共にし、午前中は、キャンパス内にある「キャンパススクール」で3クラスに分かれ、学習を行う。表7に子どもの構成を示した。

表7 入園している子どもの構成

(1980年当時のデータのまゝ)

| Cottage | | Admitted | Age | Birthday | Class (担任) | Therapist |
|----------------------------|---|----------|-----|----------|------------|---------------|
| ① Christ Church Cottage 7名 | | | | | | |
| S.W | ♂ | 2-19-80 | 7歳 | 5-29-73 | Teresa | Norman |
| A.B | ♂ | 2-07-78 | 9 | 10-28-70 | Karen | Norman |
| R.L | ♂ | 3-18-80 | 9 | 9-16-70 | Teresa | Sandy |
| S.O | ♂ | 8-09-78 | 10 | 10-23-69 | Merry Oaks | Sandy |
| D.M | ♂ | 7-22-80 | 10 | 7-14-70 | Debbie | Norman |
| K.G | ♂ | 1-15-80 | 11 | 7-06-69 | Debbie | Ishbel |
| L.S | ♂ | 10-10-79 | 12 | 4-21-68 | Northeast | Sandy, Norman |
| ② Kenan Cottage 8名 | | | | | | |
| T.C | ♂ | 5-21-79 | 6 | 10-12-73 | Teresa | Ishbel |
| J.O | ♂ | 12-11-79 | 7 | 8-30-73 | Karen | Sandy |
| J.P | ♂ | 9-25-79 | 7 | 10-30-72 | Debbie | Ishbel |
| T.S | ♂ | 4-05-79 | 7 | 1-19-73 | Karen | Norman |
| W.A | ♂ | 4-08-80 | 8 | 7-04-72 | Karen | Ishbel |
| Y.W | ♂ | 1-16-80 | 9 | 8-18-71 | Karen | Ishbel |
| F.H | ♂ | 12-04-79 | 10 | 6-03-70 | Teresa | Sandy |
| M.B | ♂ | 8-28-79 | 11 | 11-29-68 | Debbie | Norman |
| ③ Smith Cottage 9名 | | | | | | |
| L.A | ♀ | 1-28-80 | 8 | 5-09-72 | Teresa | Ishbel |
| T.H | ♀ | 6-17-80 | 8 | 1-11-72 | Teresa | Norman |
| T.N | ♀ | 5-22-79 | 8 | 3-03-72 | Debbie | Ishbel |
| T.H | ♀ | 8-12-80 | 9 | 11-19-70 | Karen | Sandy |
| T.P | ♀ | 3-12-80 | 9 | 11-12-70 | Debbie | Ishbel |
| M.S | ♀ | 3-29-79 | 9 | 7-21-71 | Debbie | Sandy |
| S.S | ♀ | 10-02-79 | 10 | 1-16-70 | Merry Oaks | Sandy |
| C.O | ♀ | 12-11-79 | 10 | 9-05-70 | Merry Oaks | Norman |
| T.P | ♀ | 1-22-80 | 11 | 12-15-68 | Debbie | Norman |
| ④ Williamson Cottage 9名 | | | | | | |
| R.G | ♀ | 3-19-80 | 7 | 5-22-73 | Teresa | Norman |
| J.R | ♀ | 8-08-79 | 7 | 6-19-73 | Karen | Sandy |
| M.H | ♂ | 6-30-80 | 8 | 1-04-72 | Teresa | Sandy |
| J.B | ♂ | 6-03-80 | 9 | 3-18-71 | Teresa | Norman |
| R.C | ♂ | 2-25-80 | 10 | 11-24-69 | Merry Oaks | Sandy |
| R.O | ♂ | 8-09-78 | 11 | 9-09-68 | Merry Oaks | Norman |
| R.T | ♂ | 2-06-79 | 11 | 7-02-69 | Merry Oaks | Norman |
| B.D | ♂ | 10-31-77 | 11 | 8-31-69 | Karen | Norman |
| J.M | ♂ | 7-22-80 | 11 | 5-06-69 | Debbie | Dr.Powers |

ほとんどの子どもたちが、現状のままで地域の小学校に通って学習するには、適応困難な者が多く、キャンパス内に設置されているクラスで学習していた。比較的に情緒的にも安定している子どもは、地域のMerry OaksやNortheastなど公立小学校に園から通学していた。

(5) Cottageの間取り

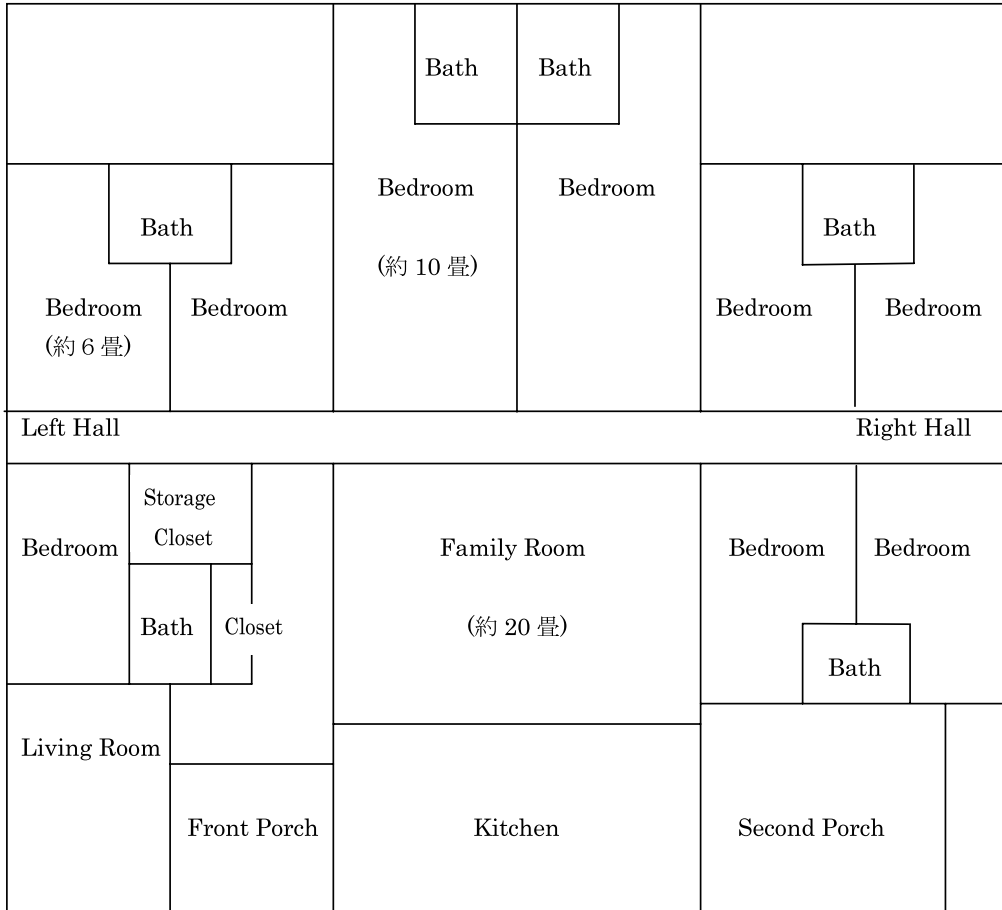


図3 Smith Cottageの間取り図

Cottageを一つのユニットとして、8~10名の人数で、起居を共にしているCottage方式は、施設におけるケア単位の小規模化という点では理想的に見えた。しかも間取り図を見てわかるように、子ども一人ずつに広い個室が提供されている。

個室が良いかどうかは、日米間では文化の相違もあるので単純に比較はできないが、日本と比べて物理的にはとても恵まれているように思えた。

また、スタッフの構成を見ても明らかのように、子どもたちは必要に応じて心のケアについて、個別に児童精神科医や専門のセラピストからカウンセリングを受けることができる。

それは、キャンパス内に設置されているキャンパススクールでも同様である。特殊教育の専門教員により、その子にあった個別プログラムが生まれ、種々の工夫が行われていた。この点に関しては、いずれ別な機会に触れる機会もあると思う。

(6) まとめ

アメリカでは、子どもの救命を第一に考えて、家庭復帰が見込めない場合、子どもを親（家庭）から引き離し、子どもにとっては最も大切な家庭を奪い取る形、つまり親権を剥奪してしまう。その後は、“Thompson Children’s Home”のような施設でケアし、そこから里子や養子として新しい家庭に引き取られるケースも多い。

アメリカの「虐待防止対策」などの充実が目覚ましく、防止に向けた取り組みも飛躍的に進んだが、今新たな課題も生じている。虐待を受けて育った子どもたちは、言葉に言い尽くせない心身の傷を負って生きているので、予防・対処・アフターケアに関しては一筋縄ではいかないことも実感している。それでも“Thompson Children’s Home”での半年は、貴重な経験であった。

アメリカという国は、とてつもない悪が蔓延しているかと思えば、それと同じだけ善も存在する国だと思う。自分の家族にすでに数人の子がいるにもかかわらず、実の親には親権の無い被虐待児や障害児などに対して、新しい家庭を与えたいと養父母・里親を申し出る人が日常的にいることに驚きであった。わが国では、里親希望者は少なく、里親委託は低調であるが、アメリカでは養子も里子も特別なことではないのである。

最初の頃は、子どもたちの日常会話で度々耳にし、写真を見せてくれる言葉「Real Mother (Natural Mother), Stepmother, Foster Parent, Adoptive Parent, Visiting Mother, House Mother」の意味が分からず、「この子たちの親は何度も結婚・離婚を繰り返しているのかなあ」と想像していた。ところがアメリカでは、里子も養子も珍しくないのである。この両方のOffer（申し出）の無い子どもには、Thanksgiving Day, Christmas, Easterなどの主な休暇に招待してくれる家族もいる。これが子どもたちの言う「Visiting Mother (Family)」である。

アメリカのやり方が全て良いとは思っていないが、すでに30年も前からこのような取り組みと政府が真剣に対応し助成する姿勢には感心した。アメリカに遅れること30年、わが国はここ数年で一気に「児童虐待防止協会」や「子どもの虐待ホットライン」が、各都道府県でスタートしている。アメリカのいい点は倣い、先駆者の失敗を繰り返さないようにして、地道で継続的な活動が大切だと認識しているが、「子ども虐待」の問題は、とても大変な課題だと思う。

V. おわりに

若い頃、虐待に関する本を読んでも実感は無く、特別な家庭で起こることという意識程度であった。しかし、虐待を受けて育った子どもたちと出会い、そのケアをしているスタッフの方々に「あなたは信じられないだろうけど、親がわが子の肋骨が折れるほどに殴ったり、背中に熱湯をかけたり、食事も与えず鍵をかけて放置する親がいるのです。」とよく聞かされた。

この現実を垣間見て以来25年間、私の脳裏から離れることはなかった「子ども虐待」の問題

は、わが国でも、平成12年の「児童虐待防止法」制定以来、にわかにマスコミでも脚光を浴びている。抵抗できない幼い子どものいのちを守るため、また、乳幼児期の体験が、後の成長にどんな影響を与えるかを考える時、筆者らに何かできることはないだろうかという思いから、虐待を受けている子どもたちに、具体的な援助がすぐにできないとしても微力ながら、子ども虐待の予防として教育の啓発をしていきたいと考え本研究に取り組みことにした。今回は主に、種々の文献を通して「子ども虐待」とは何か・虐待の現状把握・取り組みの変遷・日米の比較・アメリカの具体的な取り組みの紹介を中心に報告してきた。やり始めると「児童虐待」の定義・「児童虐待防止法」制定までの歴史を紐解くだけでも、膨大な資料に圧倒された。

今後は「児童虐待防止法」制定までの歴史の変遷を踏まえて、虐待の様態などを細かく収集分析し、どういう状況下で、どのような虐待が行われているのか、対策・予防方法などを探っていきたいと考えている。深く追求していけばいくほど、疑問も大きくなり無力を感じる結果になるのかも知れないが、未来を担う若者の教育啓発を根気強く続けていきたいと思っている。

引用および参考文献

- 1) 杉山登志郎：子ども虐待という第四の発達障害 2007 学習研究社
- 2) 西澤 哲：子どもの虐待－子どもと家族への治療的アプローチ 1994 誠心書房
- 3) 斉藤 学他：こどもの虐待 1999 安田生命社会事業団
- 4) 熊谷 文枝：アメリカの家庭内暴力 2005 ミネルヴァ書房
- 5) 森田 ゆり：沈黙をやぶって 1994 築地書館
- 6) 同 上：癒しのエンパワメント 2002 築地書館
- 7) 同 上：子どもの虐待－その権利が侵されるとき 2002 岩波書店
- 8) 同 上：エンパワーメントと人権 2005 解放出版社
- 9) 奥山真紀子ら編：こども虐待防止マニュアル 2001 ひとなる書房
- 10) 田邊 泰美：イギリスの児童虐待防止とソーシャルワーク 2006 明石書店
- 11) 川平 那木：性虐待の父に育てられた少女わたし 2005 解放出版社
- 12) 斉藤 学：児童虐待－危機介入編 1995 金剛出版
- 13) 杉山 春：ネグレクト－真奈ちゃんはなぜ死んだか 2005 小学館
- 14) 椎名 篤子編：凍りついた瞳が見つめるもの 1997 集英社
- 15) 同 上：親になるほど難しいことはない 2000 集英社
- 16) 京極高宣ら編：新版社会福祉双書第4巻児童福祉論 2005 全国社会福祉協会
- 17) 土屋 恵司：アメリカ合衆国における児童虐待の防止及び対処措置に関する法律
2004 外国の立法219
- 18) create media編：子どもを愛せない親からの手紙 1999 主婦の友社
- 19) 同 上：もう家には帰らない 2000 同 上
- 20) 同 上：日本一醜い親への手紙 2000 同 上
- 21) ジーン・レンボイツ：幼児虐待 1977 星和書店
- 22) トリイ・ヘイデン：シーラという子 2004 早川書房

- 23) アムネスティ・インターナショナル日本支部編：子ども・世界・人権 1994 明石書店
- 24) アリー・ボストン他編：被虐待児の精神分析的心理療法 2006 金剛出版
- 25) アメリカ合衆国商務省センサス局編：現代アメリカデータ総覧：1992～2006 柊風舎
- 26) 内閣府編集：青少年白書 H14～H19年度版 国立印刷局
- 27) <http://www.crnjapan.com/abuse/ja/wom-childabuseoverview.html>
- 28) <http://www.manabi.pref.aichi.jp/general/01120357/0/kouza3/section1.htm>
- 29) <http://www.eonet.ne.jp/skado/book1/child-abuse-parental-power-r.pdf>
- 30) <http://www.hs.sugiyama-u.ac.jp/~sociolog/gra9023.html>
- 31) <http://www.jba.org/activity/images/living>
- 32) <http://www.asahi-net.or.jp/rbls-wkt/gyachild01.htm>
- 33) <http://www.jinken.ne.jp/gyakutai/nishizawa/>
- 34) 厚生労働省ホームページ<http://www.mhlw.go.jp/houdou/2007/07/h0710-3.html>
- 35) <http://www.npa.go.jp/safetylife//syonen28/20060216.pdf>
- 36) <http://ja.wikipedia.org/wiki>
- 37) 朝日・毎日・読売・共同通信などの新聞ニュース

